

広島県告示第五百二十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十四年広島県告示第四百五十七号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

呉港海岸

二 地区海岸名

小坪地区海岸

三 区域

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から補助点七の一、五の一、四の四、四の三、四の二、四の一、基点一の各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域
四 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 四等三角点「縹山」 呉市広町字上福浦甲二六六六一（北緯三四度一三分一五秒五三、東経一三二度三七分四〇秒四四一、標高二三〇・六八メートル）

基点一 基準点から一六五度の方向一、五九八メートルの点

基点二 基点一から一二二度の方向一〇メートルの点

基点三 基点二から一二二度の方向五〇メートルの点

基点四 基点三から二二三度の方向六三メートルの点

基点五 基点四から一二二度の方向四〇三メートルの点

基点六 基点五から一五七度の方向四五メートルの点

基点七 基点六から二四〇度の方向一四メートルの点

補助点四の一 基点四から二五九度の方向六四メートルの点

補助点四の二 基点四から二二九度の方向一五五メートルの点

補助点四の三 基点四から一六五度の方向二一八メートルの点

補助点四の四 基点四から一三七度の方向一六五メートルの点

補助点五の一 基点五から二三八度の方向四五メートルの点

補助点七の一 基点七から二六〇度の方向三〇メートルの点